

町会会館等のデジタル環境整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町会・自治会会館等（以下「会館」という。）に無線LAN環境を整備しようとする町会・自治会に対し、予算の範囲内でその設置及び購入費として町会会館等のデジタル環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町会・自治会の活動拠点である会館の利便性が向上し、地域コミュニティの促進や多世代交流の促進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、市内の町会及び自治会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町会・自治会が行う次に掲げる事業とする。

(1) 無線LAN環境整備事業 会館に無線LANを使用できる環境を整備する事業をいう。

(2) 無線LANルーター購入事業 会館に設置する無線LANルーターを購入する事業をいう。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について、既にこの要綱に基づく補助若しくは本市の他の要綱に基づく同様の補助又は国、地方公共団体その他これらに準ずる団体における同様の補助を受けている場合は、補助を受けている部分について補助対象から除くものとする。

(補助対象経費)

第3条の2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

(1) 無線LAN環境整備事業に係る補助対象経費又は21,800円のいずれか低い額

(2) 無線LANルーター購入事業に係る補助対象経費又は11,000円のいずれか低い額

2 補助金の交付回数は、1 町会・自治会当たり 1 回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする町会・自治会（以下「申請町会・自治会」という。）は、補助を受けようとする年度の 1 月末日までに、補助対象事業に係る契約を締結する前に町会会館等のデジタル環境整備補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 契約予定金額が分かる書類
- (2) 無線 LAN ルーターに関する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、町会会館等のデジタル環境整備補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、不適当と認めたときは、町会会館等のデジタル環境整備補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請町会・自治会に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第 7 条 申請町会・自治会は、補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに、町会会館等のデジタル環境整備補助金交付申請変更等届出書（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた町会・自治会（以下「交付決定町会・自治会」という。）は、補助対象事業の終了後速やかに、町会会館等のデジタル環境整備補助金実績報告書（第 5 号様式）に補助対象経費の支払を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第 9 条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、適当と認めたときは、町会会館等のデジタル環境整備補助金確定通知書（第 6 号様式）により交付決定町会・自治会に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 交付決定町会・自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、町会会館等のデジタル環境整備補助金交付請求書（第 7 号様式）を、市長

に提出しなければならない。

(補助金の交付を受けた町会・自治会の責務)

第11条 補助金の交付を受け、補助対象事業を実施した町会・自治会は、当該会館及び無線LAN環境を常に適切に管理し、安心・安全に利用できるよう最大限セキュリティ等に配慮するとともに、地域コミュニティの発展のために適正かつ有効に活用するよう努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。